

お子さんの保育料が完全無償になります！

子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、東秩父村独自の事業として、所得やお子さんの人数に関係なく、0歳から2歳児の保育料を完全無償化とします。

● **対象児童** 東秩父村に住所があり、保育所等に通園する児童

令和8年第2回東秩父村議会定例会にて令和8年度当初予算が可決されました。よって、今まで保護者が負担していた保育料を、村が負担するものです。対象者には、3月中に個別でお知らせしております。

● **問合せ** 住民福祉課 ☎82-1226

農振除外申請の受付について

村では、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく農地を農振農用地として指定し保全に努めています。

農振農用地に住宅、駐車場等を建設するために農地転用を計画している場合は、転用許可申請の前に農振農用地から除外（除外申請）する必要があります。

除外手続の受付期間は年2回です。計画をお考えの方は産業観光課にお問合せのうえ、受付期間内にて申請ください。

なお、申請後、除外が認められる（農業振興地域整備計画の変更）までに少なくとも6ヶ月以上かかりますので、計画は余裕をもってお立て下さい。

● **受付日時** 午前8時30分～午後5時15分
 ※土、日、祝日を除く
 〈第1回〉 5月1日（金）～15日（金）
 〈第2回〉 11月2日（月）～16日（月）

● **受付場所** 東秩父村産業観光課

● **問合せ** 産業観光課 ☎82-1223

林家たい平氏から感謝の手紙

本村から、落語家の林家たい平氏へ花桃の切り花をお送りしたところ、心温まる感謝のお手紙をいただきました。手紙には、花桃への思いや贈り物への喜びが丁寧につづられており、関係者一同大変うれしく拝読しました。

● **問合せ**
 産業観光課
 ☎82-1223

